

令和 6 年度

第 1 回江別市都市計画審議会

会 議 録

令和 6 年 7 月 2 日(火)
江別市民会館 37 号室

江別市都市計画審議会
(江別市企画政策部都市計画課)

目 次

1. 開会	2
2. 委嘱状交付	2
3. 市長挨拶	2
4. 委員の紹介	3
5. 会長の選出	4
6. 会長挨拶	5
7. 会長代理の選出	5
8. その他	6
9. 閉会	13

令和6年度 第1回江別市都市計画審議会

日 時 令和6年7月2日（火）
午前10時00分から
場 所 江別市民会館 37号室

議 事 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 委 嘱 状 交 付
- 3 . 市 長 挨 拶
- 4 . 委 員 の 紹 介
- 5 . 会 長 の 選 出
- 6 . 会 長 挨 拶
- 7 . 会長代理の指名
- 8 . そ の 他
- 9 . 閉 会

令和6年度第1回江別市都市計画審議会

1. 日 時 令和6年7月2日(火) 午前10時00分～10時50分

2. 場 所 江別市民会館 37号室

3. 出席者 江別市都市計画審議会委員15名、江別市7名(事務局含む)

都市計画審議会委員 (◎会長 ○会長代理)		江 別 市		
番号	氏 名	番号	氏 名	所属
1	石橋 達勇	1	後藤市長	
2	○小篠 隆生	2	三上部長	企画政策部
3	小糸 健太郎	3	尾崎課長	都市計画課
4	後藤 英之	4	宮川係長	//
5	◎佐々木 博明	5	金田主査	//
6	高橋 典子	6	神山主任	//
7	芳賀 理己	7	江崎技師	//
8	吉田 美幸			
9	北川 裕治			
10	田沢 清子			
11	永幡 肇			
12	森谷 良雄			
13	渡部 優美子			
14	木村 敬			
15	米原 良己			
出席 15名		出席 7名		

1. 開会

●尾崎課長

只今より、令和6年度第1回江別市都市計画審議会を開催いたします。
本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

2. 委嘱状交付

●尾崎課長

はじめに、本審議会委員の新たな委嘱期間となりますことから、皆様に、市長より委嘱状を交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、任期開始日の6月6日とさせていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

「市長より、石橋達勇委員、小篠隆生委員、小糸健太郎委員、後藤英之委員、佐々木博明委員、高橋典子委員、芳賀理己委員、吉田美幸委員、北川裕治委員、田沢清子委員、永幡肇委員、森谷良雄委員、渡部優美子委員、木村敬委員、米原良己委員に委嘱状を交付」

なお、本日ご欠席された委員につきましては、後日、委嘱状を交付させていただきます。

3. 市長挨拶

●尾崎課長

それでは、次第の3.にまいります。市長の後藤よりご挨拶申し上げます。

●後藤市長

市長の後藤でございます。第1回江別市都市計画審議会開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様には日頃から江別市の市政運営、特にまちづくりに関しましてご支援・ご協力いただいておりますことを心より感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

今ほど皆様方に委嘱状を交付させていただきました。

この度は都市計画審議会、新たな委員の皆様による審議会の開催となります。

委員の皆様につきましては公私ともにご多用中にもかかわらず、委員を引き受けていただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

また、日頃から市政の全般に対し、ご支援ご協力を賜っておりますことにつきましても、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

江別市では今年の4月から第7次江別市総合計画をスタートさせました。現在日本全体で人口減少、少子高齢化が進んでいく状態になっています。江別市も例に漏れず、2045年には、10万人を下回る人口になると想定されてい

ます。

このため、今後子育て支援、教育環境の充実といったことと、若い人たちにも選ばれるまちにして、少子高齢化の進展を少しでも遅くしたいという考えのもと、この第7次総合計画を進めていく形になります。

ただ、江別市は6年連続で年少人口の転入超過数が全国20位以内に入っているという、喜ばしい状況もあるのですが、この状況をこれからも続けていかなければならない、多くの方々に江別に入ってきていただけるような状況を作りたいと思っております。

皆様方には、このような状況を踏まえながら、都市計画についての審議をしていただければと思います。

また、現在子育て支援に合わせて、先月の6日に旧町村農場をリニューアルしました。

こういった形で、出来るだけ多くの方に江別を知ってもらい、江別に来てもらうことで江別の魅力を知って貰うというのが、私たち行政がやらなければならないことだと思っています。

このようなことも行いながら、何とか江別の活性化、そして江別の人口減少を少しでも抑えたいと思っています。

ぜひとも皆様方に色々な意見を出していただきながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。

また、今年度から新たな総合計画のスタートに合わせて、都市計画マスタープランと立地適正化計画の運用が始まります。

このような状況下におきましても、持続可能で活力のあるまちづくりを行っていきたいと考え、様々な取組を行っていかこうと思っています。

最後になりますが、この第7次総合計画と、都市計画マスタープランに掲げております、将来都市像、幸せが未来へ続くまち江別、この実現のために、皆様におかれましては、何卒私共にお力添えをいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員の紹介

●尾崎課長

次に次第の4.にまいります。只今、皆様には委員を委嘱させていただきましたが、改めまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

《司会より、各委員の紹介》

続きまして、本審議会の事務を所管しております、企画政策部の職員を紹介いたします。

《司会より、事務局の紹介》

なお、本日の審議会につきましては、委員20名中15名の出席で2分の1以上の出席がありますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

5. 会長の選出

●尾崎課長

それでは続きまして、次第の5.会長の選出に入ります。

会長の選出ですが、「江別市都市計画審議会条例」第4条第1項の規定により、「学識経験者の中から、選挙により会長を選出する」とされていますが、会長の選出方法につきましてお諮りしたいと思います。

何かご意見やご提案はございますか。

(森谷委員が挙手し、司会より指名)

●森谷委員

会長の選出方法については、指名推選ということにしまして、よろしければ私から推薦させていただければと思いますが、いかがでしょうか

●尾崎課長

ただ今、森谷委員から指名推選によるものご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

～委員同意～

●尾崎課長

ありがとうございます。それでは森谷委員、よろしくお願いいたします。

●森谷委員

ありがとうございます。事前に過去の審議会の開催状況などを見させていただきましたが、円滑な審議会の進行や議論の総括などを考えると、引き続き佐々木委員に引き受けていただければ最良と思いますが、いかがでしょうか。

●尾崎課長

ありがとうございます。只今、森谷委員から佐々木委員を会長にとのことご推薦がありましたが、佐々木委員に会長をお願いすることで皆様いかがでしょうか。

～委員同意～

●尾崎課長

ありがとうございます。それではご賛同を得られましたので、引き続き大変ご面倒をお掛けいたしますが、佐々木委員よろしく願いいたします。

6. 会長挨拶

●尾崎課長

続きまして、次第の6. にまいります。佐々木会長より、ご挨拶をお願いいたします。

●佐々木会長

只今会長に選任された佐々木でございます。

司会の言葉にもありましたように、引き続き会長を引き受けるということで前任期中あったことを思い出しますと、この2年間は江別市都市計画マスタープランの作業が殆どでございました。後で事務局の方から説明していただけたと思いますが、なかなか大変な作業でございました。

特に小委員会を設置しまして、小委員会の8名の委員の方々には大変ご苦勞をおかけしたという思いがございます。

そして、この審議会が20名の委員に集まっておりますが、大所帯なものですから、時間の許す限り委員の皆様のご意見を参考にしながら、この会の運営を行っていくために、どうか皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

今後よろしくお願いいたします。

7. 会長代理の選出

●尾崎課長

ありがとうございます。続きまして、次第の7. 会長代理の選出ですが、「江別市都市計画審議会条例」第4条第3項の規定によりまして、会長よりご指名をお願いいたします。

●佐々木会長

それでは、会長代理につきましては、大変ご苦勞をお掛けしますが、前年度も会長代理を引き受けていただき、マスタープラン等を作成するにあたって、小委員会の委員長を兼ねていただきました、都市計画の見識が深い小篠委員に引き続きお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

～小篠委員承諾～

●尾崎課長

ありがとうございます。小篠委員におかれましては、ご苦勞をおかけいたし

ますが、会長代理をよろしくお願いいたします。

ここで、大変恐縮ではございますが、市長が次の公務のため、退席させていただきます。

●後藤市長

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

～市長退席～

●尾崎課長

ここで、本日配布の資料の確認をさせていただきます。「議事次第」と「委員名簿」、カラー印刷の「江別市の都市計画について」、表紙に「江別市都市計画審議会資料」と記載された黄色のフラットファイル、「立地適正化計画」の本編と概要版の冊子です。

また、新規の委員の方には「江別市都市計画マスタープラン2024」の本編と概要版の冊子をお配りしております。

何か不足のものはございませんでしょうか。

それでは、これ以降の進行につきましては、佐々木会長よろしくお願いいたします。

8. その他

●佐々木会長

それでは、議事を進めて参りたいと思います。

次第の8. その他ですが、事務局よりお願いいたします。

●宮川係長

都市計画課の宮川です。よろしくお願いいたします。

それでは私の方から、新たに委員になられる方々もいらっしゃいますので、江別の都市計画について、都市計画の内容等や、誰がどのように決めるといった手続き、また、今月7月1日から運用が始まる立地適正化計画についてご説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、スクリーンに映しているものと同じものを皆様に配布させていただいておりますので、見やすい方をご覧ください。また、右下の方に丸印でページ数が書かれているので、ご参考ください。

まず①「都市計画とは」ですが、都市計画とは、こちらにも記載されております通り、限られた土地資源を有効に配分し、農林漁業と調和を図り、機能的な都市活動を確保するために定めるもの、限られた土地をいかに有効活用して

土地利用等を行っていくかという、都市計画法に基づいて定めるまちづくりのルールになります。

また、都市計画制度の体系を下記に示しておりますが、まず都市計画を定める区域を設定いたします。

その次にこの区域で行う整備、開発、及び保全の方針を定めまして、区域区分、及び市の都市計画に関する基本的な方針として都市計画マスタープランが該当いたします。

これらに基づき、個別の都市計画、土地利用があり、どのような建物が建てられるかといった用途地域や、道路、公園、下水道などの都市施設、その他、区画整理事業等の面的整備なども位置付けられております。

また、地区ごとに細かなルールを設定する地区計画という制度もございます。次に2ページ目になります。まず、江別の都市計画の決定状況でございます。

まず、都市計画区域を定める作業になります。

こちらは北海道が指定するものになっており、道内では79の都市計画の区域が指定されております。

江別市が含まれるのが、オレンジ色に着色された部分となっており、江別と北広島は全域、その他、石狩市、小樽市、札幌市は一部を含んでいるものとして、この様に一塊で一つの都市計画区域として、北海道より指定されております。

参考になりますが、何故札幌市などの区域で欠けている場所があるかという、都市計画というのは、開発や保全をどのようにしていくかという目的があり、例えば山奥等の誰も人が立ち入ることが想定されない場所については、都市計画を定めないとといったことも出来るため、そのような観点からこのような区域を設定しているところです。

次に3ページ目になります。都市計画に関する方針といたしまして、方針は大きく2つございます。

まず、上にありますのが、先ほどの5市がまとめた都市計画区域の整備開発保全の方針になります。こちらは札幌圏都市計画区域マスタープラン、よく区域マスと呼ばれる方をされています。

こちらもちょうど区域全体に関わるもので北海道が策定するものになります。

現行の計画では、令和3年3月に策定しており、向こう10年を目指す計画となっております。ここでは都市計画区域全体の方向性を示すものとしており、主要な大きい道路計画などの都市計画を決定する方針も定めております。

都市計画区域に含まれる市町村の都市計画については、この区域マスに即したものでないとされております。

もう1つの方針が、市町村の都市計画に関する基本的な方針でございます。

当市ですと、昨年度策定いたしました江別市都市計画マスタープラン、都市マスと呼ばれる方をされています。

こちらは前年度、令和6年3月に策定しまして、区域マスと同様に計画期間

は10年間となっております。

この中では、土地利用や道路、公園等の都市施設、防災等の都市環境、これらの方針を定めており、この都市マスは、市の総合計画と、先ほどの都市計画区域の区域マス、これらに即したものとなっております。

市が定める都市計画については、この都市マスに基づいたものでなければならないとされております。

次に4ページをご覧ください。

こちらは前年度、新たに策定した「立地適正化計画」であり、本日、皆様方に冊子でお配りさせていただいている計画になります。

こちらマスタープランと同様に、前年度の令和6年3月に策定いたしまして、新たに策定した計画であり、届出制度も新たに始まることから、周知準備期間を設け、今年の7月から運用開始となっております。期間はマスタープランと同様に10年間となっております。

内容につきましては、コンパクトなまちづくりに向け、都市機能や居住といった区域を定め、緩やかに誘導してまちづくりをコントロールする、といった仕組みとなっております。

こちらの位置付けにつきましてはマスタープランの一部、高度化版とされております。

改めまして、体系としては、区域マスと市の総合計画、これらに即するのが市のマスタープランであり、立地適正化計画はその中の一部とされております。

これらに基づいて、個別の都市計画を定めていくこととなっております。

次に5ページ目をご覧ください。

ここからが具体的な都市計画の種類となっております。

まず、区域区分ということで、無秩序な市街化を防止するために、江別市においては都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに分類しております。

まず市街化区域におきましては、すでに市街地を形成されている区域や、今後、概ね10年で優先的に計画的に市街化を促進していく区域といたしまして、2,938ヘクタールを指定しております。併せて、用途地域というものを指定しております。

一方、市街化調整区域におきましては、市街化区域の色を塗られていない残り全て部分になり、市街化を抑制する区域として指定しております。

また、これらのイメージが下の写真になりますが、こちらは豊幌の地域を上から見た写真になります。国道12号があり、赤い点線で囲ったところが市街化区域で、用途地域を指定しながら、色々な建物が建てられる区域となっております。

このように市街化が発展して、建物が増えてきているという状況と、一方で、その他の部分には畑や、一部農家の施設や住宅があり、こちらの方は市街化を抑制する区域、市街化調整区域となっております。

続きまして6ページをご覧ください。

次に都市計画の種類といたしまして、地域地区というものがございます。

主要なものとして、まず用途地域ですが、住居、商業、工業といった区分で、どのような建物が建てられるかという色付けを、江別市では住居系で6種類、商業系で2種類、工業系で3種類、計11の用途地域を指定しているところでございます。

その他、用途地域とはまた別に、文教地区の大麻・文京台地域の学生が多く住んでいる区域と、特別工業地区、これら2つの特別用途地区を設定しております。

その他、近隣商業地域、商業地域等の商業系の用途地域については、準防火地域を指定しております。

次に都市施設になります。

都市施設は、人の生活する利便性や良好な都市環境を確保する上で必要な施設を指し、道路、公園、下水道等のものを指定しております。

なぜ、この都市施設を都市計画として定めるのかということ、その施設の必要性や区域が明確になるため、広く住民の皆さまに知っていただけるということと、都市計画で区域を定めた際には、その区域内では建築規制も発生しますので、より整備の実現性が高まるといったものとなっております。

なお、江別市が設定しているこの都市施設につきまして、道路を50路線、延長112kmを指定しております。

野幌駅周辺の鉄道高架の部分は、都市高速鉄道で延長約4.5キロを指定しております。

公園緑地、レクリエーションなどの公園を64公園、その他環境保全目的とした緑地を10緑地、計74施設を指定しております。

その他、南幌も含めた公共下水道、クリーンセンター、リサイクルセンター、葬祭場などを指定しております。

8ページをご覧ください。

地区ごとの都市計画のルールを定めることができる地区計画というものになります。

各地区の特色を活かしながら、建物の建て方、インフラ関係の整備、これらの配置を一体的に定めることが出来ます。

江別市におきましては、区画整理事業、大規模な開発行為などの宅地造成に合わせて、13地域を整理しております。

今までお話しました、都市計画の種類をこのように、上から順に重ねていくと、まず、大きく青枠で都市計画区域を定めまして、その中で、市街化を図る区域と、それ以外の市街化調整区域。その下に、用途地域等のどのような建物が建てられるかなどのルールを設定します。

そこに、都市施設の大きい幹線道路などを配置し、また細かい地区ごとの地区計画というものを設定します。

これら全て都市計画図に図示しているところでございます。

図面でいうと次の10ページに縮小して入れ込んでありますが、概ね用途地域や都市施設、地区計画がこの図に表されております。

江別の都市構造の特徴ですが、JR鉄道、国道12号を軸としながら発展した経過があり、この赤い区域は商業地域で主要な拠点になるのですが、大麻駅、野幌駅、江別駅、というところから、徐々に商業地域として発展しまして、また国道12号沿道についても、近隣商業地域として、商業系の用途地域としております。

その他、道道などの3番通りで市道も含みますが、こういった幹線道路の沿線は、オレンジ色に着色しており、住居系の用途地域ではありますが、ある程度大きいお店とかも建てられるような用途地域をこうした沿線に配置し、その外側に緑系の色の住居地域、住宅地を示しております。このように徐々に幹線道路やJR駅から外側に市街地が広がっていったという経過がございます。

その他、青色や紫のところ、外縁部には工業地としております。

次に11ページをご覧ください。

こちらは、都市計画は誰が決めるのかというところでございますが、北海道が決定する都市計画については都市計画区域、全体のマスタープランと、区域区分、市街化区域と市街化調整区域を決める、いわゆる線引きになる部分や、その他、道道・国道や市町村を跨ぐような都市施設、国や北海道が設置する大規模な公園、また下水道などについては北海道が決定しております。

また、江別市は決定する都市計画については、江別市マスタープラン、用途地域、土地利用に関する部分と地区計画、その他、北海道が決定する都市施設以外の都市施設、というところを市で決定しております。

都市計画決定手続きの流れですが、フローにあるように、まず、住民の方の意見を聞きながら、都市計画の案を作成し、本審議会に事前の説明を行います。また、それを経て広く住民等の意見を反映するために2週間案の縦覧を行い、最終の本審議会に諮問を行い、都市計画の決定を図ります。その後、北海道との協議を重ねながら、実際の決定告示に至る流れとなります。

次に北海道が定める都市計画につきましても、基本的には定めるのは北海道ですが、案の部分はこのように住民説明等を行い、本審議会では説明の上、江別市が原案を作成します。北海道が行う流れも市の流れと概ね一緒に、北海道都市計画審議会を2回開催し、最後に決定告示を行います。

次に立地適正化計画の届出についてご説明いたします。立地適正化計画は、緩やかな届出制度によってまちづくりをコントロールする仕組みになります。

下のイメージ図の通り、この青い点線の区域が都市計画区域となっており、人が居住するような区域を居住誘導区域と設定し、この区域を設定する事によりある程度人口密度を保ち、内側の拠点となるようなJR駅周辺などは、都市機能誘導区域を設定し、医療や福祉、行政機関、大きな商業施設などを集積するエリアとして指定します。こちらが江別市の設定状況になります。居住誘導

区域の青い区域につきましては、人が居住可能な区域は概ねすべて囲っているような設定になっております。都市機能誘導区域は赤色で着色した区域になりますが、基本的には利便性の高い、人が集まるＪＲ駅周辺の商業系の用途地域に設定しています。この都市機能誘導区域に誘導する施設は、行政機能、文化施設、商業、介護、医療金融といった機能をもつ施設と、江別オリジナルとなりますが、昨年度、小委員会の中でも議論いただき、江別としてはこれらを総合した、様々な機能が入ったような複合機能も設定した経緯がございます。

次に届出の対象となる行為になります。まず、居住誘導に係る区域では、居住誘導区域の外で、まとまった３戸以上の住宅や、広い敷地を使った住宅建設を行うときには、３０日前までに届出が必要となっております。

次に都市機能誘導に係る届出がございます。都市機能誘導区域の外で、表に示した誘導施設を建設する場合に、同じく３０日前までに届出が必要となります。都市機能誘導区域の中で、現存、営業されている誘導施設に該当するもの、これを休止廃止する場合はこちらにつきましても同じく３０日前までに届出が必要となっております。

これらの届出行為と、特に重要なのは誘導区域自体の設定が、不動産の取引や事業説明にも告知事項とされていることから、今回、この周知期間を経ましてホームページ、広報等による案内と、各関係団体様にもご案内しております。

以上が都市計画についての説明でございます。

最後に、お手元の資料にはありませんが、市から情報提供を３点させていただきたいと思っております。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず１点目が、市役所の本庁舎の建て替えでございます。現在、本庁舎の建て替えの基本計画を策定した段階で、今後建て替えに向けた設計などを行っていく予定です。

建設地については、市役所の裏にあります、元々江別高校があった場所を計画地としております。右側の図面にもありますが、今は第二種中高層住居専用地域となっている場所になります。

市役所の広さは、延べ床面積で１万平方メートル以上となる見込みのため、現在の用途地域では立地できないことから、用途地域を変更する必要があります。

具体的なスケジュールや変更内容は検討中ではありますが、用意が出来た段階で委員の皆様へご説明させていただきたいと考えております。

昨年度から継続いただいている委員の方には、都市マスや立地適正化計画策定の中でも事前に触れさせていただいておりましたが、先程ご説明しました都市機能誘導区域にも含まれております。

２点目に、市と民間事業者による土地利用の連携の取り組みについてご説明します。今年の２月５日になりますが、市、ＪＲ北海道、コープさっぽろで、連携した土地利用を行うという連携協定を結んだところでございます。

野幌駅から、徒歩７分程度札幌方面に向かった鉄道沿いの場所に３者が持つ

用地で計7ヘクタール程度の大規模な敷地がございます。双方で情報共有を行いながら、一体的な開発を行います。

現在の手続きの状況は、昔鉄道林だった場所が緑色とオレンジ色の部分で、緑色がJR北海道の所有地になり、こちらは戸建て開発、コープさっぽろは店舗の建設に向けた開発を計画しており、両者とも検討に向けた手続きの最中だと聞いております。

また、向かいの2.7ヘクタールの市有地では、今まさにプロポーザルの公募を行っているところで、応募の締め切りは終わりましたが、これから事業提案をしていただき、プレゼンの後、年内には契約相手を定め売却する予定で考えております。

最後に、当市では第3回えべつ都市景観フォトコンを開催しております。今年で3回目の開催となっており、3年に1度開催している都市景観賞というのがございます。この都市景観賞の開催の前の年、今年がそれに該当するのですが、そこで来年行われる前に都市景観賞を受賞した物件を被写体にし、写真を応募してもらい、その中でコンテストの賞を決め、江別の都市景観を広く知ってもらおうという取組でございます。

12月26日までの応募期間となっており、お手元の黄色いファイルにパンフレットも入れさせていただきましたので、皆様、お知り合いなどをお誘い合わせの上参加いただければ幸いかと考えております。

説明は以上でございます。

●佐々木会長

ありがとうございます。今の説明内容に関して、何かご質問等はございませんか。

立地適正化計画については、私も昨日見たのですが、広報誌の中に届出を開始するという内容で記事が掲載してありました。

野幌若葉町についてですが、具体的に我々の委員会と関連するところはあるような点でしょうか。

●宮川係長

都市計画に関する手続きは今のところ見込んでいないため、そうした関わりはありませんが、大規模な開発となるため、人口増加やまちなか居住の促進、地域住民の生活利便性の向上、地域の活性化など、都市マスが目指すものとも一致することから、まちづくりという視点では関連してくるものと考えております。

●佐々木会長

ありがとうございます。他にございませんか。それでは、この件については以上とします。

その他、事務局から何かございませんか。

●宮川係長

次回の審議会ですが、現在のところ今年度に都市計画の決定、または変更を行う案件はございません。

今後案件がありました際には、事前にご案内させていただきますので、その際はご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

9. 閉会

●佐々木会長

ありがとうございます。

それでは、本日予定の議事につきまして、すべて終了いたしました。

以上をもちまして閉会したいと思います。ありがとうございました。

以上